

資格試験向けモバイル法律条文学習システムのデザイン

清水勇喜[†]

名城大学大学院法務研究科[†]

1. はじめに

従来から法律条文の学習のために、いわゆる六法が用いられている。六法は主要な法令を収録した法令集であり、官報および法令全書を原典として法令を分類し、学習・参照用の情報を付加して収録している。

分類としては、例えば、公法、民法、刑事法、社会法、産業法、条約のような形式や[1]、憲法、行政、民法、商法、民訴、刑法、刑訴、社会、経済、国際といった形式など[2]がある。

学習・参照用の情報としては、例えば、索引、法令ごとの目次、条文見出し、参照条文などが付加されている。索引としては、法令名による索引、法令中に用いられている語句等による索引である事項索引が設けられている。条文見出しは、その条文の内容を端的に示す見出しであり、昭和24年以降の法令については条文にふされている条文見出しを、それ以前の法令など条文見出しの付されていないものについては編集委員が付した見出しを記載している。参照条文は、その条文に関連する条文番号を示すものである。

また、法令だけでなく判例も収録した判例六法も広く学習に用いられている。判例六法は、例えば、条文の解釈を巡って争いとなったもの等についてはその条文の横に、明文のない条文については制度ごとに見出しをつけて整理して掲載されている[1]。

このような六法は、紙媒体による書籍のほか、インターネット上での Web ページとして提供されている[3]。また、近年は、iOS や Android 用のアプリとして提供されている[4]。

こうした六法は、あくまでいわゆる基本書と呼ばれる教科書を用いて学習する際に、参照用の辞書的な使い方が想定されているものである。したがって、アプリにおいても、参照した条文に付箋を付す付箋機能や、条文中に記載された他の条文番号をタップするなどして、その条文へジャンプする機能など、辞書アプリの機能と同様の機能を備えている[4]。

また、特に司法試験その他の資格試験においては、条文を中心としてその解釈が問われることから、正確な知識を定着させる必要がある。

そこで、例えば、当該資格試験における過去問等を収録した問題集が利用されている。また、これらの問題を収録した携帯ゲーム機用ソフト等が販売されている。これらの過去問集と、六法とを用いて知識の確認を行うことができる。

ところが、六法と基本書、六法と過去問集といった具合に、情報が複数の書籍やソフトに分散してしまうという問題がある。また資格試験においては、科目数が多数存在することから、多数の書籍等を使う必要があり、特に可搬性が損なわれ、限られた時間と空間でこれらを管理することが困難であるという問題があった。また、これらの書籍等は、あらかじめ編集された情報を参照するためのものという性格が強く、学習者の個々の要求に応じるものではなかった。

2. 提案手法

そこで、本提案の条文学習システムは「作れる自分の六法」、「作った内容を手軽にいつでもどこでも確認できる六法」とし、実装ターゲットは携帯端末とする。具体的には、各条文に学習者がアクティブに情報を追加できるシステムとする。

あらかじめデータベースに試験範囲の条文を記憶しておく。条文は各法につき、1条から順に条文番号が付されている。各条にはさらに項、号といったサブセクションを有する場合がある。例えば民法5条は以下のとおり、5条1項～3項を有する。

(未成年者の法律行為)

第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

例えば、5条1項には、「未成年者」「法律行

Design for mobile learning system of provisions for qualifying examination.

[†]Yuuki Shimizu, Meijo University

為」「法定代理人」「法定代理人の同意」「単に権利を得、又は義務を免れる法律行為」等の語句がある。これらの語句の解釈が問題として問われるわけである。語句の解釈のための情報は、他の条文にある場合もあれば、ない場合もあるが、例えば、未成年者は、民法4条に以下のようにある。

第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。

例えば、民法の条文を表示した画面において、5条1項の「未成年者」の部分の範囲指定が検出された場合、以下のようなリストを表示する。

選択箇所：「未成年」：民法5条1項

メモ
+追加
関連
+追加

ここで、「関連」の下の「+追加」へのタッチが検出された場合、関連指定画面を表示する。ここでユーザは民法4条を選択する。さらに、この画面には民法5条と4条との関連性を入力する関連性入力部を備える。たとえばこの関連性入力部に「定義条文」のように文字列を入力する。このような入力が入検出されると、5条1項の「未成年」は、4条が関連条文であり、その関連性は「定義条文」であるとしてデータベースへ登録する。

この状態で次に5条1項の「未成年者」の部分の範囲指定が検出された場合、リスト表示は以下ようになる。

選択箇所：「未成年」：民法5条1項

メモ
+追加
関連

民法4条：定義条文

+追加

ここで、「民法4条：定義条文」へのタッチが検出されると民法4条の条文を表示する。このようにして、条文の中の語句が関連する条文を次々に入力していき、入力した内容を後で容易に確認することができる。

またリスト中の「メモ」へのタッチが検出された場合には、直接その語句に関連する事項のメモを入力するための画面を表示して入力された内容をデータベースに記憶し、「関連」の場合と同様に入力した内容をその語句範囲の指定時に表示する。このようにすることで、各条文の中の語句に関するメモをとることができる。たとえば、メモにはその語句の定義、趣旨、要件、効果、原則・例外の別、その他の関連事項等、自分が基本書、判例集、問題集で学習し、

後で確認すべきだとおもった事項をメモしておくことができる。

これらの機能により、従来の作り付けの参照条文とは異なる自分に適したメモや関連を容易に作成して、参照することができる。

条文の内容は、有機的に相互に関連しており、概念グループを形成している。たとえば、前述の民法5条1項であれば、「未成年者」は制限行為能力者の一例というグループに属する。また5条1項はその未成年者の法律行為をする場合の条件を記載しているから、法律行為のグループに属するなどである。そこでさらに、このようなグループの入力機能を備える。具体的には、関連指定画面にグループ名の入力部を設けるとともに、グループ名の一覧を表示し、選択も可能としている。追加されたグループ名は、リストの「関連」の中に表示し、グループ名が選択された場合にそのグループ名が設定された条文の一覧を表示する。

3. 実装

Titanium Studio を用いて Android と iOS のクロスプラットフォーム開発を行った。

4. 結果

携帯端末では大量の文字入力が難しいことから、ポイントにしぼった入力を行う必要があり、入力内容を推敲する過程が頭の中で必要となる。その過程において、各条の理解が必要となることから、ここで学習効果が得られる。このようにして推敲された結果を見ることで、その推敲過程を想起することが可能であった。

学習時には、入力された関連やグループを質問事項とし、関連する条文内の語句を解答として、出題を行う出題機能を設けることが有用と思われるので今後研究する予定である。

一方、試験直前の確認のためには、いちいち携帯端末を操作して入力した内容を確認するのは煩わしいので、入力した内容を一覧できる機能が重要となる。今後は、こうした一覧性を高める工夫を行う予定である。

参考文献

- [1] 井上正仁ほか編：判例六法平成 24 年版，有斐閣，pp1～11(2011)
- [2] 稲葉 馨ほか編：岩波基本六法平成 24(2012)年版，岩波書店，pp1～4(2011)
- [3] 総務省行政管理局：法令データ提供システム，<http://law.e-gov.go.jp/>
- [4] 物書堂：模範六法 2011 平成 23 年版 の使 方 -iPhone / iPod touch - ，http://www.monokakido.jp/iphone/morokull_age.html